FTSE Russell ESG スコアとインデックスよくあるご質問

調査対象企業向け情報 v1.3



目次

1.	FTSE Russell ESG 評価とスコアについて:	3
2	FTSE4Good Index Series について:	7
	FTSE Blossom Index Series について:	
4.	FTSE Blossom Japan Sector Relative Index について:	12

FTSE Russell 2 of 15

よくあるご質問

1. FTSE Russell ESG 評価とスコアについて:

1.1 FTSE Russell はどのような企業ですか?

FTSE Russell はロンドン証券取引所グループに属し、マルチアセットに対応したベンチマーク、分析、データソリューションを提供する世界的なリーディング・カンパニーです。

1.2 FTSE Russell ESG スコア」とは?

FTSE Russell ESG スコアは、企業の ESG(環境・社会・ガバナンス)活動の透明性を評価するものです。 ESG スコアは、公開情報から収集されたデータに基づき、年に一度企業を評価します。

FTSE Russell ESG スコアの詳細については、こちらをご覧ください。

1.3 FTSE Russell ESG スコアの目的は何ですか?

FTSE Russell の ESG スコアは、ESG を投資プロセスに組み込みたい投資家が、投資判断や投資先企業との対話(エンゲージメント)に活用することができます。また、FTSE Russell ESG スコアは、FTSE Blossom Japan Index Series および FTSE4Good Index Series の構成銘柄の決定にも使用されています。FTSE Russell の ESG スコアが FTSE Russell のサステナブル投資インデックスにどのように使用されているかについては、サステナブル投資インデックス | FTSE Russell | LSEG をご参照ください。

1.4 誰がデータにアクセスできますか?

FTSE Russell の顧客が ESG スコアとそのベースとなるデータにアクセスすることができます。例えば、大規模な機関投資家は ESG パフォーマンスデータを投資プロセスに組み込むことができます。評価を受けた企業は、自社の ESG スコアにアクセスすることができます。

1.5 どの企業を評価しますか?

FTSE Russell ESG スコアの調査対象企業は、先進国および新興国の中型および大型株企業です。特定地域の小型株企業も対象となります。

1.6 自社の評価のための調査はいつおこなわれますか?

ESG 調査サイクルは 6 月から翌年 3 月までを 1 サイクルとしています。企業の評価は、連続した次の会計年度(前回調査の対象となった会計年度の次の年度)に関連するすべての開示が入手可能な場合、各調査サイクル内に 1 回行われます。

FTSE4Good Series 基本ルール 8.2 では FTSE ESG 調査におけるレポートカットオフ日について説明しており、これはこの FAQ にも反映されています。

一般に、年次開示を 4 月から 9 月の間に発行する企業は、10 月の第一週の週末までに新しい調査の企業レビュー依頼の連絡を受け取ります。これらの調査は、企業からのフィードバックを反映し FTSE4Good 12 月インデックスレビューに使用されます。 なお、12 月インデックスレビューに使用される情報は 9 月 30 日までに公開されたものである必要があります。通常この期限以降に公開された情報は次回調査にて考慮されます。

FTSE Russell 3 of 15

年次開示を 10 月から 3 月の間に発行する企業は、4 月の第一週の週末までに新しい調査の企業レビュー依頼の連絡を受け取ります。これらの調査は、企業からのフィードバックを反映し FTSE4Good 6 月インデックスレビューに使用されます。レビューの対象となる情報は 3 月 31 日までに公開された情報のみとなります。通常この期限以降に公開された情報は次回調査にて考慮されます。

これまで、CDP に参加し、報告する企業は、他の調査対象となる年次情報開示のタイミングに関わらず、4月に新しい調査の企業レビュー依頼の連絡を受け取り、ESG スコアの更新は6月のインデックスレビューで反映されていました。CDP の情報は企業の ESG スコアにとって重要であるため、調査はその重要なデータが利用可能になるまで「待機」していました。しかし、CDP がデータ公表時期を遅らせていることから(以前は10月でしたが、近年は翌年の1月以降)、FTSE Russell は ESG データ収集ルールを改正し、調査対象となる会計年度の1年前の会計年度に関連する CDP レポートであればそれを調査に使用できるようにしました。これにより、CDP 以外の会計年度の情報がすべて開示されていれば、12月のインデックスレビューに向けて調査をすることが可能になります。

CDP 参加企業が 9 月の締め切り日までに最新の CDP 質問書データを自社ウェブサイトで公開することを選択した場合、同じ会計年度に関連する他のすべての年次情報が公開されていれば、最新の CDP データが 12 月の指数見直しに反映されます。

ESG スコアの結果は、インデックスのレビュー実施後、概ね 12 月または 6 月の第 4 週に入手可能となります。

FTSE Russell の企業コミュニケーションプロセスの詳細については、<u>サステナブル投資における企業エンゲージメント</u> (Overview of FTSE Russell's corporate communication process: ESG scores data) をご参照ください。

1.7 誰が調査をおこなっていますか?

データ収集プロセスは、FTSE Russell の仕様に沿ったデータ収集を行うよう訓練された、世界各地に拠点を置くデータアナリストのグローバルチームによって行われています。データ収集は企業のレポート、ウェブサイトおよび他の公開情報を使用して行います。

1.8 英語の情報のみが調査対象ですか?

英語は一般的に使用されるビジネス言語ですが、FTSE Russell は現地語の重要性も認識しています。そのため、調査プロセスでは他の言語の情報も参照します。

主な対応言語は、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、日本語、中国語等です。

1.9 企業レビューの期限を延長することはできますか?

調査データのレビュー、情報提供には時間がかかることは承知しておりますが、調査に使用されている情報は既に公開情報に基づいています。同様に、FTSE Russell は世界 8,500 社以上を調査しレビューするために、非常にタイトな時間枠で管理されたデータプロセスを実施しており、各社の企業レビューには可能な限りの時間を与えていることをご理解いただければ幸いです。そのため、基本的に企業レビューの延長には応じることができません。

企業の ESG データに不正確な点があると思われる場合は、「ESG Data Recalculation Policy and Guidelines」を定めており、最終データ公表後の企業評価の変更に対するアプローチを定めています。

1.10 レビューのリクエストを受け取っていません。

レビューリクエストは通常、企業のウェブサイトに掲載されている Investor Relations や Sustainability 関連の Eメールアドレスに送付します。連絡先が公開されていない場合は、ESG 評価のレビューリクエストを送付することができません。登録連絡先の更新を希望される場合は、FTSE4Good@ftserussell.com までご連絡く

FTSE Russell 4 of 15

ださい。各企業はプライマリー・コンタクトとセカンダリー・コンタクトの**2**つのコンタクト先を追加できます。

1.11 自社の ESG スコアを見るには?

貴社が ESG スコアの評価を受けた場合、FTSE Russell Sustainable Investment Data (SID)ポータルへのアクセスが提供されます。ポータルでは現在の ESG スコアと ESG スコアの元となったデータがご覧いただけます。ポータルへのアクセスについてサポートが必要な場合は、FTSE4Good@ftserussell.com までご連絡ください。

1.12 ICB スーパーセクターデシル(十分位) & パーセンタイル(百分位) ランクとは何ですか?

両スコアとも、同じ ICB スーパーセクターに属する同業他社との相対的な比較です。

ピラー・スコアは十分位で算出されます。例えば、環境ピラーのスコアが7であれば、自社は十分位で上位3位、つまり同じ ICB スーパーセクターに属する同業他社の上位30%に入ることを意味します。

総合 ESG スコアは、百分位で算出されます。つまり、スコア 90 は、自社が同じ ICB スーパーセクターに属する同業他社との比較で上位 10%に入ることを意味します。

1.13 企業の不祥事に対する評価では ESG スコアが考慮されますか?

いいえ、ESG スコアは FTSE4Good および FTSE Blossom Japan の不祥事に対する評価には考慮されません。

1.14 ESG スコアには企業の不祥事が考慮されますか?

いいえ、企業の不祥事は ESG スコアに影響しません。

1.15 **ESG** テーマの適用はどのように機能しますか?なぜ、あるテーマが当社には「適用されない」と表示されているのでしょうか?

企業は、各テーマが企業にとってどの程度関連性があるか、また重要であるかによって、高、中、低、または Negligible/Not Applicable (N/A) のエクスポージャーレベルに分類されます。エクスポージャーの分類は、テーマの重要性を評価するために、ルールベースのメソドロジー¹ を適用して、企業ごとに実施されます。これは、以下のような企業のファンダメンタルズと特性から導き出されます:

- **サブセクター:** ICB サブセクターの定義は、テーマに対する企業の関連性、および関連性の程度を特定するために使用されます。² 事業が多岐にわたる企業は、複数の ICB サブセクターが特定されます。ICB サブセクターは、その ICB サブセクターの事業からの売上比率が総売上高の「10% 以上」または「不明」である場合にのみ適用されます。
- **地理(活動国):**テーマと最も関連性が高く、影響が最も大きいと考えられる国で事業を行っている かどうかを評価します。国別リストは、一般に入手可能なデータを使用するルールベースのメソドロ ジーに従って作成されます。³
- **多国籍企業:**企業が収益の 30%以上を国外地域から得ているかどうかを評価します。4

あるテーマが適用外「not applicable」になっている場合は、当該企業がそのテーマに関連する国やサブセクターに関与していることが確認されなかったためです。

FTSE Russell 5 of 15

¹エクスポージャー分類のメソドロジーは、外部の専門家や FTSE Russell ESG Advisory Committee とのコンサルテーションに基づき開発されています。

² Industry Classification Benchmark (ICB)は、世界の 70,000 社および 75,000 証券を分類するシステムです。企業は、主な収益源を占める事業に最もよく適合する ICB サブセクター に分類されます。

³世界銀行のリストやインデックスといった、一般に公開されているデータベース、統計、インデックス、リスト、スコアなどが課題に応じて幅広く利用されます。

⁴ これは FTSE Multinationals Index Series の定義に基づいています。「多国籍企業」は登記されている国地域(ヨーロッパ・中東・アフリカ、アメリカ、アジア太平洋) 以外で 30%以上の売上を創出している企業と定義づけられています。 https://www.lseq.com/en/ftse-russell/indices/multinationals

高エクスポージャー企業は低エクスポージャー企業より厳しい基準で評価されます。高エクスポージャー企業にはより多くの指標が適用され、テーマ・スコアは高エクスポージャー企業ほど高く設定される閾値帯を用いて算出されます。ピラー・スコアと ESG スコアは、各テーマのエクスポージャー・レベルを加重したエクスポージャー加重平均を用いて算出されます。

1.16 各指標のスコアは入手可能ですか?

各指標のスコアは公表されていませんが、ポータル上で企業が評価された指標と、そのデータの参照元を確認することができます。指標の評価に関して質問がある場合には、1 社につき最大 10 指標までフィードバックを求めることができます。

1.17 自社に適用された ICB 分類に同意できません。 どうすれば変更できますか?

各企業にはプライマリーICB サブセクター(ポータルでは ICB-0 と表示)が割り当てられ、FTSE Russell の全インデックスで企業を分類するために使用されます。この ICB 分類は ESG リサーチのプロセスで決定されるものではなく、FTSE Russell の業種別分類プロセスの一部です。ESG 評価で使用される ICB 分類の詳細はこちらをご覧ください。

もし調査対象企業がプライマリーICB 分類(ポータルでは ICB-0 と表示)に同意しない場合は、FTSE Russell クライアントサービスチーム(info@FTSERussell.com)に連絡し、分類に異議を唱える根拠を説明した リクエストフォームを提出してください。該当するチームがリクエストを確認し、適切であれば更新を行います。ICB の見直しは四半期ごとに行われます。

その他のサブセクターの事業活動(ポータルの ICB-0 を除く)については、アセスメントの企業レビュー期間中、企業がコメントを入力することができます。

1.18 特定のセクターに適用される指標のリストを見ることはできますか?

個々の指標は各企業の固有の状況に応じて適用されます。したがって、同じセクターであっても適用される 指標は企業ごとに異なる可能性があります。

主に、各企業の事業セクター/活動(ICB サブセクター)と地理(企業が事業を展開している国や地域)を考慮し、テーマエクスポージャーと適用可能性を決定し、指標の適用可能性につなげています。詳細につきましては、オンラインポータルで入手可能なメソドロジードキュメントを参照してください。

1.19 評価について電話で相談することはできますか?

お問い合わせが集中するため、お電話や面談のご要望にはお応えできません。まずは、 $\frac{1}{1}$ オンラインポータル に掲載されているサポート資料(Resources > Guides & Contacts > Further information)をご参照ください。これらをご覧になってもなお、当社のメソドロジーについて一般的なご質問がある場合は、 FTSE4Good@ftserussell.com までご連絡ください。

評価のレビュー期間中である場合は、オンラインポータルを通じてコメントをご入力ください。その際、コメントの裏付けとなる公開情報が掲載されている URL とページ番号を必ず明記してください。

評価のレビュー期間外である場合は、評価結果が反映された時点で、各社から 10 指標を上限として、最終評価に関するご質問を受け付けています。

1.20 自社のフィードバックが受け入れられ、最終評価に反映されたことを確認するにはどうすればよいですか?

FTSE4Good Index Series と FTSE Blossom Japan Index Series のレビュー後、評価データがオンライン・ポータルに反映された後、企業は各企業のフィードバックが受け入れられたかどうかをポータル上で確認できます。

1.21 最終評価と ESG スコアについて、さらに説明を求めることはできますか?

最終評価については、各社 10 指標まで問い合わせを受け付けております。

FTSE Russell 6 of 15

1.22 ESG データの再計算に関するポリシーとガイドライン

FTSE Russell は、ESG スコアの再計算が必要かどうかを判断する際や、ESG データプロダクトに誤りが確認された場合、本文書に記載されたガイドラインに従います。

ESG Data Recalculation Policy and Guidelines

詳しくは FTSE4Good@ftserussell.com までお問い合わせください。

1.23 どのような情報ソースを評価しますか?

これがすべてではありませんが、評価では以下のような情報ソースを参照します。

- アニュアルレポート
- 有価証券報告書
- 統合報告書
- サステナビリティレポート
- コーポレート・ガバナンス報告書
- ESG パフォーマンスデータ
- 行動規範
- 定款
- 環境方針声明
- 人権政策
- サプライヤーの行動規範 / 調達ポリシー
- 総会通知
- 株主総会の結果
- CDP 気候変動
- 企業ウェブサイト

一般的に、企業が企業ウェブサイトで公開する情報が考慮されます。CDP 気候変動データは、CDP への回答内容について「公開」を選択した場合に考慮されます。企業ウェブサイトのみで公開されている情報については、調査対象となる会計年度の情報が調査時に参照可能である場合に考慮されます。

2. FTSE4Good Index Series について:

2.1 FTSE4Good Index Series とは 何ですか?

FTSE4Good Index Series は、特定の環境・社会・ガバナンス(ESG)に関する企業のパフォーマンスを測定するために設計されています。

2.2 FTSE4Good Index Series の組入れ対象となるのはどのような企業ですか?

FTSE All-World Index に含まれる企業は、FTSE4Good Index Series の組入れ対象となります。具体的には、FTSE Global Equity Index Series で時価総額が大型株・中型株と定義される企業です。地域によっては小型株企業も組入れ対象となる場合があります。

親インデックスの組入れ方法は、以下のリンクから FTSE Global Equity Index Series の基本ルールをご覧ください:

FTSE Russell 7 of 15

FTSE Global Equity Index Series

FTSE4Good Index Series の組入れ方法については、以下のリンクから FTSE4Good Index Series 基本ルールをご覧ください:

FTSE4Good Index Series

詳細については、FTSE Russell(FTSE4Good@ftserussell.com)まで直接お問い合わせください。

2.3 FTSE4Good Index Series の組入れ基準は何ですか?

<u>FTSE4Good Index Series</u> 基本ルール (Eligibility criteria) をご参照ください。

2.4 FTSE4Good Index Series はどのように利用されていますか?

FTSE4Good Index Series は、サステナブル投資に焦点を当てた指数連動型投資、金融商品、ファンド商品を作成するためのパフォーマンスベンチマークとツールを提供するインデックスです。

2.5 ESG に関連する不祥事にインデックスはどのように対応していますか?

FTSE4GoodIndex Series 基本ルール(Eligibility criteria)をご参照ください。

2.6 FTSE Russell ESG スコアは、FTSE4Good Index Series のベースとして使用されていますか?

はい。FTSE4Good Index Series のメソドロジーには、FTSE Russell ESG スコアの閾値を含む複数の組入れルールがあります。組入れルールの一つとして、先進国市場の企業は総合 ESG スコアが 3.3 以上、新興国市場の企業は 2.9 以上であることが求められます。FTSE Russell サステナブル投資インデックスにおける FTSE Russell ESG スコアの使用方法の詳細については、Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Indices をご覧ください。また、FTSE4Good のすべての組入れルールの詳細については、FTSE4Good Index Series 基本ルールをご覧ください。

2.7 自社は FTSE4Good Index Series への組入れに必要な ESG スコアの基準を満たしていますが、なぜ FTSE4Good Index Series に組入れられていないのですか?

ESG スコアの最低基準値の他に、組入れとなるための要件があります。詳しくは <u>FTSE4Good Index Series</u> 基本ルールをご参照ください。

2.8 FTSE4Good Index Series の組入れや除外の基準が変更されることはありますか?

本インデックスは、最新の ESG 慣行や投資家および幅広いステークホルダーの期待を反映することを目的としています。従って、組入れ基準および除外基準は時間の経過とともに変更される可能性があり、それは本インデックスの基本ルールによって管理されます。FTSE Russell は、インデックスの構成銘柄を選定する組入れ基準値および 除外基準値の変更について、 FTSE Russell Sustainable Investment Advisory Committee に意見を求めることがあります。パブリックコンサルテーションが必要な場合は、FTSE Russell のベンチマークメソドロジーの変更に関するポリシーに従って実施されます。

2.9 自社の ESG スコアを向上させ、インデックスに組入れられるにはどうすればよいですか?

FTSE Russell の ESG スコアは公開情報に基づいています。ESG 課題に関する否定的な情報も含め、透明性のある明確な情報公開をすることは、企業がすでに行っている取り組みに対する認識を得るための第一段階です。

第二段階として、自社に最も関連性の高い ESG 課題、特にエクスポージャーのレベルが中または高となっているテーマについて、実践とパフォーマンスを改善することです。

ESG 評価メソドロジーの詳細については、**FTSE** Russell のウェブサイトをご覧いただくか、 <u>FTSE4Good@ftserussell.com</u> まで直接お問い合わせください。

FTSE Russell 8 of 15

3. FTSE Blossom Index Series について:

3.1 FTSE Blossom Index Series とは何ですか?

FTSE Blossom Index Series は、以下の指数で構成されています。

- FTSE Blossom Japan Index
- FTSE Blossom World Composite Index(以下の指数で構成)
 - o FTSE Blossom Europe Index
 - FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Index
 - o FTSE Blossom US Index

FTSE Blossom Index Series は、環境・社会・ガバナンス(ESG)について優れた対応を行っている企業のパフォーマンスを測定する業種ニュートラルベンチマークとして設計されたものです。

3.2 FTSE4Good Index Series と FTSE Blossom Index Series の主な違いは何ですか?

両インデックスに適用される ESG のスコアは同じであるため、インデックス構成銘柄には非常に多くの重複がありますが、重要な相違点もあります:

FTSE4Good Index Series は、時価総額加重平均型のインデックスであり、タバコなどのセクター/製品の除外が追加されています。

FTSE Blossom Index Series は、業種ニュートラルインデックスシリーズで(親インデックスと同等の業種ウェイトを実現するために、企業のウェイトが変更される可能性があります)、業種ニュートラルを向上させるために、セクター/製品の除外は適用されません。

詳細については、各インデックスの基本ルールをご参照ください。

FTSE Blossom Japan Index

FTSE Blossom World Index

FTSE4Good Index Series

3.3 FTSE Blossom Index Series の組入れ対象となるのはどのような企業ですか?

以下の表の親インデックスに含まれる企業は、それぞれの FTSE Blossom Index の組入れ対象となります。

FTSE Blossom Index Series	親インデックス
FTSE Blossom Japan Index	FTSE Japan All Cap Index
FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Index	FTSE Asia Pacific ex Japan Index
FTSE Blossom Europe Index	FTSE Europe Index
FTSE Blossom US Index	Russell 1000 Index
FTSE Blossom World Composite Index	FTSE Blossom Asia Pacific ex Japan Index FTSE Blossom Europe Index FTSE Blossom US Index

親インデックスへの組入れ基準は、FTSE Global Equity Index Series の基本ルールに記載されています:

FTSE Global Equity Index Series

FTSE Blossom Index Series の組入れ基準は、以下のリンクをご参照ください:

FTSE Russell 9 of 15

FTSE Blossom Japan Index

FTSE Blossom World Index

詳細については、FTSE Russell(ESG-Japan-co@ftserussell.com)まで直接お問い合わせください。

3.4 FTSE Blossom Index Series の組入れ基準は何ですか?

以下の各基本ルールをご参照ください。

FTSE Blossom Japan Index

FTSE Blossom World Index

3.5 FTSE Blossom Index Series はどのように利用されていますか?

FTSE Blossom Index Series は、サステナブル投資に焦点を当てた指数連動型投資、金融商品、ファンド商品を作成するためのパフォーマンスベンチマークとツールを提供します。

日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、2017 年から FTSE Blossom Japan Index を ESG インデックス の 1 つに選定しています。

3.6 ESG に関連する不祥事にインデックスはどのように対応していますか?

FTSE Blossom Japan Index および FTSE Blossom World Index の基本ルールをご参照ください。

3.7 FTSE Blossom Japan Index の構成銘柄はどこで見ることができますか?

FTSE Blossom Japan Index および親インデックス(FTSE Japan All Cap Index)の構成銘柄のスナップショットは、FTSE Russell のウェブページの FTSE Blossom Japan インデックス・シリーズのページに掲載されています。本情報のいかなる部分も、FTSE Russell の書面による事前の許可なく、電子的、機械的、複写、記録、その他いかなる形式または手段によっても、複製、検索システムへの保存、または送信することを禁じます。インデックスデータの使用および配布、ならびに金融商品作成のためのデータの使用には、FTSE Russell のライセンスが必要です。

インデックス情報は有料サービスであり、契約者のみに開示されています。投資目的の日々のインデックスファイルについては、FTSE Russell (info@ftserussell.com) までお問い合わせください。

3.8 FTSE Russell ESG スコアは、FTSE Blossom Index Series のベースとして使用されていますか?

はい。FTSE Blossom Index Series の組入れ方法には、FTSE Russell ESG スコアの閾値を含む複数の組入れルールがあります。組入れルールの一つとして、先進国市場企業は総合 ESG スコア 3.3 以上、新興国市場企業は 2.9 以上のスコアを取得する必要があります。

FTSE Russell ESG スコアが FTSE Russell のサステナブル投資インデックスにどのように利用されているかについては、Guide to FTSE and Third Party Sustainable Investment Data used in FTSE Indices (Iseg.com)をご参照ください。また FTSE Blossom Index Series のすべての組入れルールの詳細については、FTSE Blossom Japan Index および FTSE Blossom World Index の基本ルールをご覧ください。

3.9 自社の ESG スコアは組入れスコア以上です。なぜ FTSE Blossom Index Series に採用されていないのですか?

ESG スコアの最低基準値に加えて、組入れとなるための要件が他にもあります。詳細は FTSE Blossom Japan Index と FTSE Blossom World Index の基本ルールをご参照ください。

3.10 FTSE Blossom Index Series の組入れスコアに満たない企業が存在するのはなぜですか?

FTSE Blossom Index Series の構成銘柄がインデックスレビュー時にインデックス組入れ基準を満たさなかった場合、 即除外とはならず 1 年の猶予が与えられ、1 年後のインデックスレビュー時に組入れ基準を満た

FTSE Russell 10 of 15

さない場合除外となります。詳細については、FTSE Blossom Japan Index と FTSE Blossom World Index の基本ルールをご参照ください。

3.11 FTSE Blossom Index Series の組入れ・除外基準は変更されますか?

本インデックスは、最新の ESG 慣行や投資家および幅広いステークホルダーの期待を反映することを目的としています。従って、組入れ基準および除外基準は時間の経過とともに変更される可能性があり、それは本インデックスの基本ルールによって管理されます。FTSE Russell は、インデックスの構成銘柄を選定する組入れ基準値および 除外基準値の変更について、 FTSE Russell Sustainable Investment Advisory Committee に意見を求めることがあります。パブリックコンサルテーションが必要な場合は、FTSE Russell のベンチマークメソドロジーの変更に関するポリシーに従って実施されます。

3.12 自社の ESG スコアを向上させ、インデックスに採用されるにはどうすればよいですか?

FTSE Russell の ESG スコアは公開情報に基づいています。ESG 課題に関する否定的な情報も含め、透明性のある明確な情報公開をすることは、企業がすでに行っている取り組みに対する認識を得るための第一段階です。

第二段階として、自社に最も関連性の高い ESG 課題、特にエクスポージャーのレベルが中または高となっているテーマについて、実践とパフォーマンスを改善することです。

ESG 評価メソドロジーの詳細については、FTSE Russell の<u>ウェブサイト</u>をご覧いただくか、<u>ESG-Japan-</u>Co@ftserussell.com まで直接お問い合わせください。

FTSE Russell 11 of 15

4. FTSE Blossom Japan Sector Relative Index について:

4.1 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index とは

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、環境・社会・ガバナンス(ESG)で優れた日本企業のパフォーマンスを反映するセクターニュートラルなベンチマークとして設計されています。

4.2 FTSE Blossom Japan Index と FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の主な違いは何ですか?

- FTSE Blossom Japan Sector Relative Index はセクターニュートラルなベンチマークとして設計されています。ICB セクターは、FTSE Blossom Japan Index で使用されている ICB インダストリーよりも詳細です。
- 各セクターで ESG 評価が上位 45%でかつ ESG スコアが 2.0 以上の企業が FTSE Blossom Japan Sector Relative Index に新規に採用されます。
- ベンチマークユニバース(FTSE Japan All Cap Index)において温室効果ガス(GHG)排出量が上位 10% に属する企業は、TPI 経営品質スコアが 3 未満である場合 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。

詳細については、各インデックスの基本ルールをご参照ください。

FTSE Blossom Japan Index

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

4.3 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ対象となる企業はどんな企業ですか?

FTSE All Cap Index に組入れされている企業は、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ対象となります。具体的には、FTSE Global Equity Index Series で時価総額が大型株・中型株・小型株と定義される企業です。

親インデックスである FTSE Japan All Cap Index の組入れ方法は、以下の FTSE Global Equity Index Series の基本ルールに記載されています:

FTSE Global Equity Index Series

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ方法は、以下の FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 基本ルールに記載されています:

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index

詳細については、FTSE Russell(ESG-Japan-co@ftserussell.com)まで直接お問い合わせください。

4.4 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ基準は何ですか?

<u>FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 基本ルール</u>(適格有価証券、構成銘柄の定期的見直し)をご参照ください。

4.5 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index はどのように利用されていますか?

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は、サステナブル投資に焦点を当てた指数連動型投資、金融商品、ファンド商品を作成するためのパフォーマンスベンチマークとツールを提供するインデックスです。

日本の年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、2022年からこのインデックスを ESG インデックスの 1つに選定しています。

4.6 ESG に関連する不祥事にインデックスはどのように対応していますか?

<u>FTSE Blossom Japan Sector Relative Index</u>基本ルール(ESG データ入力)をご参照ください。

FTSE Russell 12 of 15

4.7 インデックスの構成銘柄はどこで見ることができますか?

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index および親インデックス(FTSE Japan All Cap Index)の構成銘柄のスナップショットは、FTSE Russell のウェブページの FTSE Blossom Japan インデックス・シリーズのページでご覧いただけます。本情報のいかなる部分も、FTSE Russell の書面による事前の許可なく、電子的、機械的、複写、記録、その他いかなる形式または手段によっても、複製、検索システムへの保存、または転送することを禁じます。インデックスデータの使用および配布、ならびに金融商品作成のためのデータの使用には、FTSE Russell のライセンスが必要です。

インデックス情報は有料サービスであり、契約者のみに開示されています。投資目的の日々のインデックスファイルについては、FTSE Russell (info@ftserussell.com) までお問い合わせください。

4.8 FTSE Russell ESG スコアは、FTSE Blossom Sector Relative Index のベースとして使用されていますか?

はい、FTSE Blossom Sector Relative Index は FTSE Russell ESG スコアを使用し、インデックスに組入れられる企業の選定に特定の基準値を適用しています。現在インデックスに組入れられるためには、FTSE Russell ESG スコアが 2.0 以上である必要があります。FTSE Russell ESG スコアが FTSE Russell のサステナブル投資インデックスにどのように利用されているかの詳細については、Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Indices をご参照ください。

4.9 自社が FTSE Blossom Sector Relative Index に採用されていない理由は何ですか?

FTSE Blossom Sector Relative Index に採用されていない理由はいくつか考えられます。これらの理由には例えば以下のようなものがあります:

- **ESG** スコアが 2.0 未満である。
- ESG スコアが 2.0 以上であっても、セクターの上位 45%以上に含まれていない。
- 基準となるインデックス(FTSE Japan All Cap Index)において GHG 原単位が上位 10%であり、かつ TPI 経営品質スコアが 3 未満である。

詳細については <u>FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 基本ルール</u> (構成銘柄の定期的見直し) をご参照ください。

4.10 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index に適用される組入れ、除外の見直しにおけるセクター相対バッファーとは何ですか?

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index 基本ルール(構成銘柄の定期的見直し)をご参照ください。

4.11 TPI 経営品質スコアとは何ですか?

Transition Pathway Initiative は、FTSE Russell とロンドン スクール オブ エコノミクスのグランサム研究所 と提携して、低炭素経済への移行に対する企業の準備状況を評価しています。 FTSE Russell は、TPI 経営 品質スコア評価の基礎データを提供しており、この評価は、毎年 9 月のレビューで更新されます。

詳細については <u>TPI Methodology</u>をご参照ください。

4.12 自社の ESG スコアを向上させ、インデックスに採用されるにはどうすればよいですか?

FTSE Russell の ESG スコアは公開情報に基づいています。ESG 課題に関する否定的な情報も含め、透明性のある明確な情報公開をすることは、企業がすでに行っている取り組みに対する認識を得るための第一段階です。

FTSE Russell 13 of 15

第二段階として、自社に最も関連性の高い ESG 課題、特にエクスポージャーのレベルが中または高となっているテーマについて、実践とパフォーマンスを改善することです。

ESG 評価メソドロジーの詳細については、**FTSE** Russell の <u>ウェブサイト</u>をご覧いただくか、<u>ESG-Japan-Co@ftserussell.com</u> まで直接お問い合わせください。

4.13 ESG スコアが更新されないまま、FTSE Blossom Japan Sector Relative Index から除外されたのはなぜですか?

FTSE Blossom Japan Sector Relative Index は各企業のセクターの相対性を評価しますので、ESG スコアの更新がなくても、貴社のインデックス組入れに影響を与える可能性があります。

FTSE Russell 14 of 15

Disclaimer

© 2025 London Stock Exchange Group plc and its applicable group undertakings ("LSEG"). LSEG includes (1) FTSE International Limited ("FTSE"), (2) Frank Russell Company ("Russell"), (3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc. and FTSE Global Debt Capital Markets Limited (together, "FTSE Canada"), (4) FTSE Fixed Income Europe Limited ("FTSE FI Europe"), (5) FTSE Fixed Income LLC ("FTSE FI"), (6) FTSE (Beijing) Consulting Limited ("WOFE"), (7) Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited ("RBSL"), (8) Refinitiv Limited ("RL") and (9) Beyond Ratings S.A.S. ("BR"). All rights reserved.

FTSE International Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator. Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority as a benchmark administrator.

FTSE Russell® is a trading name of FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, WOFE, RBSL, RL and BR. "FTSE®", "Russell®", "FTSE Russell®", "FTSE4Good®", "ICB®", "WMR™", "FR™", "Beyond Ratings®" and all other trademarks and service marks used herein (whether registered or unregistered) are trade marks and/or service marks owned or licensed by the applicable member of LSEG or their respective licensors and are owned, or used under licence, by FTSE, Russell, FTSE Canada, FTSE FI, FTSE FI Europe, WOFE, RBSL, RL or BR.

All information is provided for information purposes only. All information and data contained in this publication is obtained by LSEG, from sources believed by it to be accurate and reliable. Because of the possibility of human and mechanical inaccuracy as well as other factors, however, such information and data is provided "as is" without warranty of any kind. No member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors make any claim, prediction, warranty or representation whatsoever, expressly or impliedly, either as to the accuracy, timeliness, completeness, merchantability of any information or LSEG Products, or of results to be obtained from the use of LSEG products, including but not limited to indices, rates, data and analytics, or the fitness or suitability of the LSEG products for any particular purpose to which they might be put. The user of the information assumes the entire risk of any use it may make or permit to be made of the information.

No responsibility or liability can be accepted by any member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors for (a) any loss or damage in whole or in part caused by, resulting from, or relating to any inaccuracy (negligent or otherwise) or other circumstance involved in procuring, collecting, compiling, interpreting, analysing, editing, transcribing, transmitting, communicating or delivering any such information or data or from use of this document or links to this document or (b) any direct, indirect, special, consequential or incidental damages whatsoever, even if any member of LSEG is advised in advance of the possibility of such damages, resulting from the use of, or inability to use, such information.

No member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners or licensors provide investment advice and nothing in this document should be taken as constituting financial or investment advice. No member of LSEG nor their respective directors, officers, employees, partners, or licensors make any representation regarding the advisability of investing in any asset or whether such investment creates any legal or compliance risks for the investor. A decision to invest in any such asset should not be made in reliance on any information herein. Indices and rates cannot be invested in directly. Inclusion of an asset in an index or rate is not a recommendation to buy, sell or hold that asset nor confirmation that any particular investor may lawfully buy, sell or hold the asset or an index or rate containing the asset. The general information contained in this publication should not be acted upon without obtaining specific legal, tax, and investment advice from a licensed professional.

